

平成20年3月3日（月）開催
業務委託商工会議所担当者研修会資料

汚染負荷量賦課金
申告・納付指導要領
(平成20年度)

独立行政法人 環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金 申告・納付指導要領

目 次

1 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額	1
2 申告書の記載方法	7
3 申告と納付の方法	7
4 硫黄酸化物の年間排出量の算定	9
5 A様式を用いる場合の算定方法	11
6 B、C、D様式を用いる場合の算定方法	21
7 E様式及びb様式について	25
8 申告書に添付すべき書類	29
9 申告等に関連する諸届出	33
10 申告後に誤りを訂正する場合	35
11 強制徴収・罰則・書類の保存義務等	35

1 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額

納付義務者

(1) 納付義務者

指定地域の解除があった日(昭和63年3月1日)の前日の属する年度(昭和62年度)の初日に納付義務者としての要件を満たしていた事業者です。

具体的には、次の要件に該当する事業者が、汚染負荷量賦課金(以下、「賦課金」という。)の納付義務者として、将来にわたって毎年度、申告・納付をする義務を負います。

- ①昭和62年4月1日に、ばい煙発生施設等(大気汚染防止法に定めるもの)を設置していた事業者。
- ②その施設が、硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。
- ③その施設が、設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量の合計が、旧指定地域の場合 $5,000\text{m}^3/\text{h}$ 以上その他地域の場合 $10,000\text{m}^3/\text{h}$ 以上であったこと。

【参考】

大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等の規模は、昭和62年4月1日現在、政令で規定されていたものとします。

昭和62年4月1日において納付義務者の要件を満たしていなかった事業者は、その後、ばい煙発生施設等を増設・新設しても賦課金の納付義務者とはなりません。

Q 1-1 ばい煙発生施設とは何をいうのですか？

A 昭和62年4月1日現在において、大気汚染防止法(以下、「大防法」という。)第2条第2項に規定する施設(具体的には大防法政令別表第一に掲載されていた29施設)をいいます。

Q 1-2 硫黄酸化物(以下、「SO_x」という。)を排出し得るとはどのようなことですか？

A 現在排出しているかどうかということではなく、SO_xの排出可能(硫黄分を含む燃原料を燃焼できる等)な施設をいいます。したがって、予備施設及び休止施設も廃止しない限りは、排出し得る施設に含まれます。

Q 1-3 ばい煙発生施設を設置する工場・事業場が複数隣接してある場合、同一工場・事業場として取り扱うのですか？

A ばい煙発生施設設置者の工場・事業場が複数隣接してある場合は、次のとおり取り扱います。

- ①同一敷地内に組織上、生産工程上等から一体とみなされる複数の工場・事業場(以下、「事業所」という。)がある場合は、同一事業所として取り扱います。
- ②道路、河川をへだてている等近接した敷地に複数の事業所がある場合は、組織上、生産工程上等からみて、ばい煙を発生する事業所として一体とみなされる場合は同一事業所として取り扱います。

(具体的なケースについては、独立行政法人環境再生保全機構(以下、「機構」という。)に問い合わせして下さい。)

■ 重点事項 ■



Q 1-4 廃止施設であるか否かは、どのように判断するのですか？

A 廃止施設であるか否か、原則として当該施設について大防法に基づく「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を都道府県等に提出しているか否かによって判断します。
「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を提出していれば、廃止施設とみなします。

Q 1-5 排風機(ブロー)が設置されている施設の最大排出ガス量は、どのようにとらえるのですか？

A 排風機によって排出ガス量を吸引し、大気中に排出している場合は、原則として排風機的能力(m³N/h)をもって最大排出ガス量とします。

Q 1-6 最大排出ガス量がわからない場合は、どのようにすればよいのですか？

A 機構に問い合わせてください。
機構では、当該施設的能力等を示す資料を提出していただき、検討した結果を連絡いたします。

Q 1-7 昭和62年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行った場合はどうなるのですか？

A 昭和62年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行っても、当該事業者は賦課金の納付義務者とはなりません。

Q 1-8 会社が解散(倒産)した場合の納付義務の取扱いは、どうなるのですか？

A 会社が解散した場合、清算終了の日をもって納付義務が消滅します。したがって、清算終了時までは、賦課金の申告・納付の義務があります。

■ 重点事項 ■

汚染負荷量賦課金

(2) 汚染負荷量賦課金の額

指定地域解除前のSOx排出量を基本に、指定地域解除後のSOx排出量も勘案して算定します。具体的には、次の①②の額を合算したものとなります。

① 過去分の賦課金

各年度の要徴収額のうち6割分とし、各事業所の過去分の賦課金については、指定地域解除前5年間(昭和57～61年)の「算定基礎期間」におけるSOx排出量に換算係数を乗じて算定した額

② 現在分の賦課金

各年度の要徴収額のうち4割分とし、各事業所の現在分の賦課金額は、各事業場が前年のSOx排出量を基礎として算定した額

【参考】

過去分と現在分の負担割合は、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)の政令によって6割:4割と定められています。

[特に注意して頂きたい事項]

過去分賦課金額及び現在分賦課金額に1円未満の端数があるとき、及び合計金額に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てます。

前年のSOx排出量の算定は、大防法に規定されたばい煙発生施設等以外の施設から排出したSOxの排出量も合算し、算定します。

納付義務の承継

(3) 納付義務の承継

納付義務者が合併した場合は、合併法人に納付義務が承継されます。また、会社分割による新設会社又は吸収会社に権利義務が承継された場合は、納付義務も承継されます。したがって、合併等が行われた場合は、個別的に判断されるケースが多いので、届出を出す前に機構に相談するように指導してください。

Q 1-9 ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力を変更した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A 昭和62年4月1日に、納付義務者としての要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力の変更等を行い、最大排出ガス量の合計が旧指定地域で $5,000\text{m}^3/\text{N}/\text{h}$ 未満、その他地域で $10,000\text{m}^3/\text{N}/\text{h}$ 未満に減少した場合であっても賦課金の申告・納付の義務を負うこととなります。

Q 1-10 ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A 昭和62年4月1日において、納付義務の要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合であっても、賦課金を申告・納付する義務を負うこととなります。

Q 1-11 事業の停止によって、ばい煙発生施設のすべてを廃止した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？また、事業所を移転した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A いずれの場合も納付義務は継続されます。
なお、具体的なケースについては、必ず機構にお問い合わせください。

Q 1-12 昭和62年4月1日以降に会社の合併があった場合、過去分賦課金の計算の基礎になる SO_x の累積換算量はどうか？

A 合併によって消滅することとなる会社の SO_x 累積換算量は、合併後の新会社又は存続会社に包括的に承継されることとなります。

Q 1-13 ばい煙発生施設を譲渡・賃貸した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A 原則として、納付義務は継続されます。
なお、具体的なケースについては、必ず機構にお問い合わせください。

2 申告書の記載方法

代表者又は
代理人

- (1) 用紙申告及びFD申告は、代表者印を必ず押印してください。ただし、代理人を選任している場合には、代理人の印を押してください。オンライン申告は、事前登録が必要となります。
- (2) 申告書の記載事項を訂正する場合は、必ず代表者（代理人を選任している場合は代理人）の訂正印を押印してください。

3 申告と納付の方法

申告書の提出

- (1) 申告書は、委託商工会議所に5月15日までに提出してください。
- (2) 納付は、所定の賦課金納付書によって取扱金融機関の本支店又は機構の窓口で行ってください。
なお、取扱金融機関で納付する場合の手数料は不要です。

【参考】

委託商工会議所は、汚染負荷量賦課金申告の手引（以下、「手引」という。）の51ページを、取扱金融機関は12ページをそれぞれ参照してください。

Q 2-1 代理人を選任していない場合でも、申告書の代理人の欄は記入する必要がありますか？

A 必要ありません。

Q 2-2 賦課金を延納申請する場合は、延納回数が4回未満でも良いですか？

A 賦課金額が30万円以上である納付義務者が延納することができますが、4回未満は認めていません。「全納」か「4期に延納するか」どちらかを選ぶ必要があります。

Q 2-3 年の途中(平成19年6月)に施設の一部を廃止したため、最大排出ガス量の合計が $15,000\text{m}^3/\text{h}$ から $12,000\text{m}^3/\text{h}$ に減少しました。この場合、廃止した施設の分の SO_x 量は申告する必要がありますか？

A 前年中(1～12月)に当該工場から排出されたすべての SO_x が申告の対象となりますので、平成19年1月から廃止した平成19年6月までの間に SO_x の排出実績があれば、この分も含めて申告する必要があります。

Q 2-4 試運転や実験的に使用した分の燃原料でも申告する必要がありますか？

A 事業所において前年中に排出されたすべての SO_x 量が申告の対象となりますので、その分も申告してください。

Q 3-1 事業所が複数ある場合は、それぞれの申告書を本社がまとめて直接機構へ提出してもよいですか？

A 必ず事業所を管轄している商工会議所へ、それぞれ提出してください。
なお、各事業所の賦課金の納付は、本社等で一括納付しても結構です。この場合は、納付書の「一括納付の有無」欄の「有」に○を付し、納付書の第3片(領収済通知書)裏面に、その明細を忘れずに記入してください。

4 硫黄酸化物の年間排出量の算定

SO_x排出量

硫黄酸化物の排出量の算定には、過去分賦課金の基礎となる算定基礎期間におけるSO_x排出量(過去分SO_x累積換算量)の算定と現在分賦課金の基礎となる前年のSO_x排出量(現在分)の算定があります。

過去分

(1) 過去分SO_x累積換算量の算定

算定基礎期間における各事業所のSO_xの各年間排出量に各年の換算係数をそれぞれ乗じて合計します。

各事業所の数値は、各々の申告書の過去分累積換算量欄にプリントしています。

【参考】

・算定基礎期間

昭和57～61年の5年間をいいます。なお、この期間は将来とも固定された期間です。

・換算係数

算定基礎期間における各年度の賦課料率(単位円/立方メートル)の1/1000の数値(単位なし)をいいます。なお、この換算係数は昭和62年政令第368号にて公布されております。

現在分

(2) 前年(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)のSO_x排出量の算定(現在分)

- ① 算定の方式は、公健法施行規程第3条本文に示されている方法(すなわちA様式)によることが原則です。
- ② D様式は、原則として地方自治体の清掃工場用のもので、一般の事業所はA様式を使用してください。
- ③ E様式は脱硫効率、b様式は排出ガスの測定結果を明らかにする書類です。

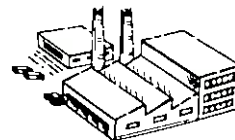
Q 3-2 「手引」(12ページ)及び「納付書・領収証書(裏面)」に記載のある金融機関以外でも賦課金の納付は可能ですか？

A 賦課金の納付は、「手引」又は「納付書・領収証書(裏面)」に記載している金融機関以外でも納付していただくことは可能ですが、その場合には振込み手数料が必要になります。

Q 4-1 SO_x排出量の算定に機構指定以外の様式を使用してもよいですか？

A 機構指定の様式を使用してください。

なお、納付義務者が電算機等で様式を独自に作成する場合は、各様式の1枚目(機構用)及び2枚目(機構用写)を機構の様式と同一のものとしてください。



■ 重点事項 ■

【注意事項】

- ・算定様式の選択に当たって疑問がある場合は、機構へ問い合わせてください。
- ・施設名を必ず記入してください。
- ・燃原料が液体及び固体の場合のSOx排出量の計算において 22.4/32 を乗じていないものが一部にみられます。必ず乗じてください。

5 A様式を用いる場合の算定方法

No.欄の記入

(1) A様式の記入上の注意

(i) ②No.の欄

上欄に様式ごとの通しナンバーを下欄に全枚数記入します。

(例) A様式5部、B様式1部の場合

A-	0	1
	0	5

A-	0	2
	0	5

A-	0	3
	0	5

A-	0	4
	0	5

A-	0	5枚目
	0	5全枚数

B-	0	1
	0	1

Q 5-1 様式の使用枚数は、燃原料の種別ごと、脱硫装置ごとに様式を作成することになっていますが、具体的に説明してください。

A 例えば、A重油とC重油を使用しているときは、A重油でA様式1枚、C重油でA様式1枚作成してください。

また、年の途中で燃原料を変更した場合は、新たにもう一枚A様式を作成してください。

さらに、脱硫装置の有無や仕様が異なる場合には、それぞれA様式を分けて作成してください。

Q 5-2 SO_x排出量の算定は、月ごとに使用量から算定するということですが、燃原料の使用量と購入量との差が微量である場合は、購入量で算定してもかまいませんか？

A SO_x排出量の算定は、使用量から求めるのが原則ですが、使用量の把握が困難な場合で、かつ、在庫量が少なく使用量と購入量との差が微量である場合には、購入量でもやむをえません。

Q 5-3 液体燃料をkg単位で管理している場合、密度の記入はどうすればよいですか？

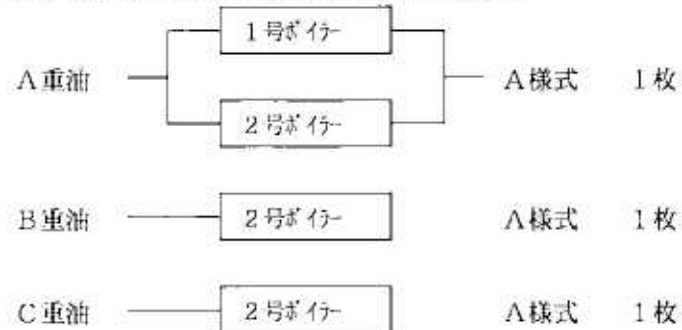
A 「使用量の単位」の欄のkgを○で囲み、密度の欄の記入は、不要です。

■ 重点事項 ■

使用枚数の例

【様式使用枚数の例1】

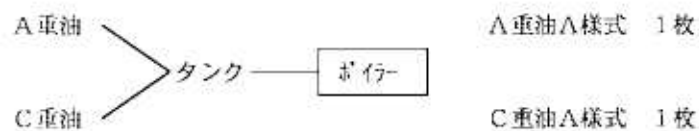
△、B、C重油を複数施設で使用している場合



A、B、C重油各1枚で計3枚

【様式使用枚数の例2】

A重油とC重油を自社でタンク混合して使用している場合



A重油とC重油各1枚で計2枚

【様式使用枚数の例3】

C重油を脱硫装置のある施設と、ない施設とで使用している場合



施設ごとに各1枚で計2枚

Q 5-4 使用燃原料が手引のコード表に見当たらない場合のコードは、どのように適用すればよいのですか？

A 燃原料コード表に記載されている液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原材料の区分の中にそれぞれ「その他」のコードがあります。この中から該当するコードを選んでください。

Q 5-5 燃原料コード表から特A重油、特B重油及び特C重油が除かれていますが、特A重油、特B重油及び特C重油を使用している場合には、どのコードを使用すればよいのですか？

A 特A重油はA重油、特B重油はB重油及び特C重油はC重油として、それぞれの重油コードを使用してください。

Q 5-6 茶灯油、白灯油、混合油、廃油、木屑・わら、ブタンガス、発生炉ガス、セメント原料、ガラス原料及び陶器原料は、それぞれの燃原料コードを使用すればよいですか？

A 次のとおり取り扱ってください。

- (1) 茶灯油及び白灯油については、液体燃料欄の灯油のコードを、混合油及び廃油は、その他の液体燃料のコードを使用してください。
- (2) 木屑・わらは、固体燃料欄の木材のコードを使用してください。
- (3) ブタンガスは、気体燃料欄の液化石油ガス(LPG)のコードを、発生炉ガスは、その他の気体燃料コードを使用してください。
- (4) セメント原料、ガラス原料及び陶器原料は、原材料欄の窯業・土石原料のコードを使用してください。

■ 重点事項 ■

脱硫の有無の欄

(ii) ⑥脱硫の有無の欄

該当する脱硫項目にすべて○印を付します。

(例) 一つの施設で排煙脱硫と製品等脱硫がある場合

1 無

② 排煙脱硫

3 集じん等脱硫

④ 製品等脱硫

密度の欄

(iii) ⑨密度の欄

小数点以下3けたまで記入します。

硫黄分の欄

(iv) ⑩硫黄分の欄

%表示で小数点以下2けたまで記入します。

各数値の取扱い

(2) 成績表の数値の取扱い

密度-----小数点以下4けた目を切捨て、3けたまでとします。

含有硫黄分--小数点以下3けた目を切捨て、2けたまでとします。

(3) 加重平均値を求める場合の注意

密度-----加重平均した数値は小数点以下4けた目をJIS Z 8401

(数値の丸め方)による方法又は四捨五入によって、

小数点以下3けたまでの数値とします。

含有硫黄分--加重平均した数値は%表示で小数点以下3けた目を

JIS Z 8401による方法又は四捨五入によって小数点以

下2けたまでの数値とします。

[特に注意して頂きたい事項]

硫黄分の加重平均値の算出は、「手引」(8～9ページ)を参照し、必ず密度を加味した加重平均としてください。

なお、加重平均をしたときの数値は、JIS Z 8401による方法(「手引」47ページ参照)又は四捨五入によって丸めた数値を記入してください。

Q 5-7 そもそも加重平均はどんな場合に必要なのでしょうか？

A 加重平均は、密度及び含有硫黄分(以下、「硫黄分」という。)の平均を求めるときに数量を加味する必要があるときに用いる方法で、複数の購入先又は複数の製造ロットの燃料を同一タンクに受入、同一月内に使用した場合などにおいて、月別の平均密度及び硫黄分を求める場合に必要方法です。

なお、前月繰越分がある場合は、繰越分を加味して加重平均してください。



■ 重点事項 ■



Q 5-8 購入先の成績表が各月ない場合はどうすればよいですか？

A 重油等の購入先の試験成績表は、製造ロットごとに異なりますので、密度・硫黄分が変わるごとに取り寄せてください。
使用している重油等が前月と同じロットであれば同一の密度・硫黄分となります。

Q 5-9 購入先成績表を月1枚しかもらっていないが、その数値を月間に適用してもよいですか？

A 購入メーカーからその月に同一ロットのものが供給されていれば、適用して結構です。

Q 5-10 購入先成績表に硫黄分値が「0.01%以下」と記入されている場合、どのように取り扱えばよいですか？

A 硫黄分を0.01%として算出してください。

Q 5-11 硫黄分が0.01%未満の白灯油等の燃料で成績表がない場合がありますが、どうすればよいですか。また、この場合の申告はどのようにすればよいですか？

A 購入元に問い合わせ、成績表を取り寄せてください。
また、白灯油、LPG等で硫黄分値が0.01%未満の場合は、年間計欄に使用量と代表的な密度及び硫黄分(0.00%)を記入し、SO_x排出量欄は「0.0」として記入してください。記入方法は、「手引」(11ページ)を参照してください。

Q 5-12 県・市の立入調査等によって燃原料の硫黄分が明らかになった場合、その数値を用いてよいですか？

A 原則として購入先成績表の数値を用いることとしますが、明らかになったロットだけ、その数値を用いても差し支えありません。

■ 重点事項 ■

【参考】

燃原料コードの記入例

- ・混合した状態で重油を購入し使用している場合： 混合重油・コード 09
- ・オフガスを使用している場合： その他の気体燃料・コード 59

廃棄物等の焼却時の水分が分析によって「手引」の平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正し、標準的硫黄分をそのまま乗じてSO_x排出量を求めてください。

(1) 補正後の焼却量

$$\text{補正後の焼却量 (kg)} = \text{焼却量 (kg)} \times \frac{100 - W}{100 - W_0}$$

W₀ = 「手引」の9ページに記載した平均的水分 (%)

W = 焼却時水分 (%)

(2) SO_x排出量

$$\text{SO}_x \text{量 (m}^3\text{)} = \text{補正後の焼却量 (kg)} \times \frac{S_0}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

S₀ = 「手引」の9ページに記載した標準的硫黄分 (%)

Q 5-13 数種類の廃棄物が混入していて硫黄分が不明の場合はどうすればよいですか？

A 廃棄物の種類ごとの量を算出して、「手引」の標準的硫黄分を用いて申告してください。

Q 5-14 「手引」中の標準的硫黄分とはどのようなものですか？
また、どんな場合に用いればよいのでしょうか？

A 「手引」の標準的硫黄分は、全国的な平均値です。事業所における廃棄物等の硫黄分が不明な場合に用います。
なお、この標準的硫黄分は、平均的水分を加味した湿り状態で表示してあります。「手引」に記載のない廃棄物等の場合には、分析した数値を用いてください。

Q 5-15 廃棄物を自社分析(又は第三者分析)した結果、「手引」の標準的な硫黄分と異なる値となった場合、この値を用いてSO_x排出量を算定してよいのでしょうか？

A 差し支えありません。この場合、分析方法・分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

Q 5-16 廃棄物の量が把握できないときはどうしたらよいですか？

A できるだけ廃棄物の量を把握してください。どうしてもわからない場合は、例えば、「定格能力 × 稼働時間」として算定してください。

Q 5-17 多種類の廃棄物を焼却している場合、それぞれ別の用紙を用いるべきですか？

A 各産業廃棄物の場合は、その種類ごとに個々にA様式を用いてください。

6 B、C、D様式を用いる場合の算定方法

B様式

<B様式について>

- (1) B様式は、排出ガス量、 O_2 濃度、 SO_x 濃度等の排出ガス測定によって SO_x 排出量を算定する場合に用いますが、この場合必ず2か月に1回以上(常時測定義務のある施設は1か月間の平均値を用います)の測定が必要です。
- (2) 燃原料の使用量、密度、硫黄分のデータが不明又は不正確であっても概略値を記入します。
- (3) 記入方法等は「手引」(17～19ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。
- (4) 排出ガス測定の結果を明らかにする書類としてb様式を添付します。

【参考】

大防法に定める測定回数

大防法第16条

大防法施行規則第15条

1施設の排出口において排出 SO_x 量が $10m^3_N/h$ 以上の場合は2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、 $10m^3_N/h$ 未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

C様式

<C様式について>

- (1) C様式は、製品等に硫黄分が吸収される場合に用いますが、施設に装入する硫黄分を含有する燃原料及び産出する製品等は全て記入するとともに、月1回以上の硫黄分分析値を求めることが原則です。
- (2) 原料及び製品等の硫黄分は、%表示で小数点以下4けた目は切り捨て、3けたまでとします。ただし、燃料は、A様式に準じます。

Q 6-1 B様式を用いる場合、燃原料の種別、使用量、密度及び硫黄分は、排出SO_x量の算定の過程を示すものではないため、不要ではありませんか？

A 排出SO_x量の目安としますので、燃原料の種別、使用量、密度及び硫黄分はできる限り記入してください。

Q 6-2 排出ガスの測定によって、SO_x排出量を算定する場合、測定回数は何回が妥当でしょうか？

A 2か月に1回以上実施してください。

Q 6-3 燃原料の使用量、硫黄分等が月別に明らかになっていますが、2か月に1回の測定データがあるので、B様式を用いて申告してよいですか？

A B様式はいわゆる特例方式でA様式によって算定することが困難な場合(使用量、硫黄分、脱硫状況がつかみにくい等)に用いることになっていますので、この場合はA様式で算定してください。

Q 6-4 原料、製品等の硫黄分のけた数が、A様式に比し、1けた下げられている理由は何かあるのですか？

A 原料、製品等の分析値は、分析上小数点以下3けたまで出るものがあり、脱硫される硫黄量は控除されるので、小数点以下3けたに統一しました。

【参考】

月間のSバランスで装入硫黄量より産出硫黄量(脱硫硫黄量)が多くなることはあり得ません。脱硫硫黄量が多くなった場合には、使用量、生産量の把握、さらに分析方法についての見直しをしてください。

- (3) 原料及び製品等の硫黄分に自社分析値を用いる場合は、その理由、分析方法、分析者及び分析データを明記したものを添付してください。
- (4) 月ごとの装入量及び産出量の欄に2種類以上記入する場合は、必ず月ごとに小計欄を設けるとともに月ごとの硫黄量(1)、硫黄量(2)及びSO_x排出量を記入してください。

D様式

〈D様式について〉

- (1) D様式は、一般廃棄物を焼却する地方自治体等の清掃工場の場合だけとします。
- (2) 脱硫装置を設置し、脱硫効率を適用する場合には、E様式も併せて作成してください。
- (3) 排出ガス測定によって算定する場合は、2か月に1回以上の測定が必要です。この場合、b様式を併せて作成してください。

[特に注意して頂きたい事項]

助燃剤を使用している場合は、D様式に記入欄がありますので、こちらで計算してください。(なお、A様式に記入した場合は、重複しないように注意してください。)

Q 6-5 廃棄物であればすべてD様式を使用してもよいですか？

A 廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに区別します。一般廃棄物を焼却する清掃工場の場合、D様式を使用してください。

なお、産業廃棄物は、その種類ごとにA様式を用い、排出SO_x量を算定してください。

Q 6-6 都市ゴミの硫黄分が自社分析(又は第三者分析)によって明らかな場合は、自社分析値を用いてよいですか？

A 差し支えありません。この場合は、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

Q 6-7 D様式を用いて、排出ガス測定によって算定する場合の測定回数は、何回必要ですか？

A B様式と同様で2か月に1回以上必要です。この場合、必ずb様式を添付してください。測定回数が不足する場合は、D様式「a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合」によって算定してください。

Q 6-8 助燃剤を年間複数回購入している場合、密度・硫黄分は、加重平均するのですか？

A 加重平均してください。

また、助燃剤を、D様式に記入しないで、A様式を用いて申告してもかまいません。ただし、この場合には、助燃剤はD様式に記入しないでください。

7 E様式及びb様式について

排出ガスの測定

〈排出ガス測定について〉

E及びb様式の排出ガス測定には、次の点に注意してください。

- (1) 排出ガスの測定は、施設の平均的稼働状態の時に測定してください。
- (2) SO_x濃度の分析方法は、JIS K 0103 (排ガス中の硫黄酸化物分析方法) に定める分析方法から、硫黄酸化物 (SO₂+SO₃) を分析する方法を、濃度に応じて選んでください。
- (3) 排出ガスの測定については、「手引」(30～46ページ) を参照してください。

補正について

1. SO_x濃度への補正は、原則としてSO₂濃度で測定している場合だけとします。この場合の補正係数は、1以上となります。

〈例〉

「手引」(32～33ページ参照)では

$$\text{SO}_x \text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x \text{濃度 } 88.5 \text{ ppm}}{\text{SO}_2 \text{濃度 } 85.9 \text{ ppm}} = 1.030 \rightarrow 1.03$$

と例示しています。

(環大企第5号第4の5によります。)

2. 上記以外の補正は、測定時の実態に応じて補正することとし、その補正理由及び補正方法を明示してください。

JIS K 0103に定める硫黄酸化物 (SO₂+SO₃) の分析方法

中和滴定法 70～2,800ppm

沈殿滴定法 140～700ppm

(光度滴定の場合、下限は50ppm)

比濁法 5～300ppm

イオンクロマトグラフ法 0.5～290ppm

(試料採取ガス量20 ℓ の場合)

E及びb様式には、SO_x濃度測定方法・採取ガス量を必ず記入してください。

Q 7-1 排出ガス測定を行う場合、 O_2 濃度の測定は、必要でしょうか？

A SO_x 濃度と排出ガス量を同時に測定していれば SO_x 量は算定できますが、排出ガス量を検証するため、できるだけ測定してください。

Q 7-2 連続計で SO_2 濃度を測定していますが SO_x 濃度の測定が必要ですか？

A SO_2 濃度の連続測定を行っている場合には、手分析によって SO_x 濃度の測定を行い、これと同時刻の SO_2 濃度との比から SO_3 の割合を求めてください。

Q 7-3 乾き排出ガス量を燃原料の組成から計算してもよいでしょうか？

A 排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくく、排出ガス量の算定が困難な場合は、平均的な燃原料の組成・使用量及び排出ガス中の O_2 濃度等の値から理論計算によって乾き排出ガス量を算定してください。

Q 7-4 排出ガスを苛性ソーダで洗浄しているため、 SO_x 濃度が検出限界以下となりますがどうしたらよいのでしょうか？

A 排出ガス測定を、より低濃度域の分析が可能な分析方法に変更してください。
また、標準的濃度範囲より低濃度の分析の場合は、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。

■ 重点事項 ■

E様式

〈E様式について〉

E様式は、A様式、C様式及びD様式において脱硫がある場合の脱硫効率を排出ガスの測定結果等から明らかにするものです。

「手引」(14ページ)の、使用様式ごとの添付書類早見表を参照してください。

b様式

〈b様式について〉

b様式の記入に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) b様式はB様式及びD様式のb欄を使用する場合、その算定の基礎となるSO_x濃度・排出ガス量等の測定の結果を明らかにするものですから、必ず記入してください。
- (2) 排出ガス経路の簡略図中には測定位置を明確に記入してください。
- (3) A様式で算定できない理由を具体的に記入してください。
- (4) 記入方法等は、「手引」(41～46ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。

補正については、手引の「排出ガスの測定について」の項を参照してください。

Q 7-5 脱硫効率の算定に係る排出ガスは、年何回測定すればよろしいですか？

A 1施設の排出口において排出SO_x量が10m³_N/h以上の場合、2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、10m³_N/h未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

また、大防法で常時測定が義務づけられている施設は、月1回算定してください。

負荷の変動によって脱硫効率に変化する装置については、負荷が変わる期間ごとに測定するようにしてください。

Q 7-6 脱硫効率を実測値によらないで設計値、文献値等の値で申告してもよいでしょうか？

A 脱硫効率は、実測値によって申告してください。

Q 7-7 補正後の脱硫効率を算定する場合、E様式以外の独自の様式を使ってよいですか？

A できるだけE様式を用いて算定していただきますが、E様式を用いることが困難な場合には、E様式の「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」を記入し、算定過程を明らかにする書類を別途添付してください。

Q 7-8 排出ガスの測定が年2回以上の場合、E様式は何枚作成すればよいですか？

A 1回の脱硫効率の算定に1枚のE様式を用いてください。1施設で2枚以上作成する場合で、「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」に変更がないときは、2枚目以降は、同項目を省略して結構です。

Q 7-9 年に1回脱硫効率を算定していますが、途中で仕様の異なる脱硫装置に交換した場合、脱硫効率の適用期間は、どうすればよいですか？

A 脱硫装置を交換した時点で改めて脱硫効率を算定し、交換以後のSO_x排出量の算定に適用してください。

旧装置の脱硫効率を新装置に適用しないでください。

8 申告書に添付すべき書類

添付書類

添付書類は、次のとおりです。

- (1) 算定の過程を示す書類 (A、B、C及びD様式)
3枚複写の上の2枚 (機構用と機構用写) を提出します。
- (2) 使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表
- (3) 脱硫している場合は「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E様式)」
- (4) 排出ガスの測定によってSO_x排出量を求める場合は「排出ガスの測定の結果を示す書類 (b様式)」
- (5) E及びb様式によることができない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類

詳細は、「手引」(14、15ページ)を参照してください。

「使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表」については、加重平均を要する場合及び自社測定値に基づいて申告する場合に限ります。

なお、購入先の成績表等によって申告する場合で、加重平均を要さない場合 (A又はD様式で作成した場合で、燃原料の硫黄分0.01%未満のものを使用している場合を含む) は、一覧表の添付を省略することができます。

上記の添付書類については、作成の基礎となった原始帳票はそれぞれの事業所で5年間保存してください。

申告書の審査において、必要がある場合には機構から文書又は電話で書類の提出を求めることがあります。

Q 8-1 一覧表を作成して添付すれば、成績表等の添付は、省略してもかまいませんか？

A 使用量、密度及び硫黄分をまとめて一覧表にした場合は、一覧表だけを添付してください。

なお、一覧表の作成基礎となった成績表等の原始データは、5年間保存してください。

Q 8-2 一覧表として様式化したものは、あるのでしょうか？

A 特に、様式化したものはありません。「手引」(14ページ)の例示を参考のうえ、作成してください。

Q 8-3 加重平均をしていないのでA様式と一覧表が全く同じですが、一覧表を添付する必要はありますか？

A 必要ありません。ただし、成績表等の原始帳票は、5年間保存してください。

Q 8-4 硫黄分が0.01%未満のものについては、一覧表にかえて成績表を添付していましたが、添付しなくてもよいのでしょうか？

A 添付しなくても結構です。ただし、成績表等の原始帳票は、5年間保存してください。

■ 重点事項 ■



Q 8-5 使用量、密度及び硫黄分について電算処理しているのですが、一覧表の代わりに出力表を添付して差し支えないですか？

A 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表でも結構です。

Q 8-6 燃料の密度、硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？

A 密度、硫黄分の数値が自社測定によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを加重平均一覧表に添付してください。

Q 8-7 賦課金を納付したことを示す領収証書写の添付は必要ですか？

A 添付の必要はありません。

Q 8-8 本社等が複数の事業所の賦課金を一括して納付した場合、各事業所は、領収書写(納付書第2片)に替わるべきものとして、本社名等、納付年月日、金額、金融機関名を明らかにした書類を添付する必要がありますか？

A 必要ありません。ただし、本社等が一括納付する場合は、納付書第3片裏面の一括納付内訳欄に各事業所ごとの内訳を記載してください。

なお、納付書における「一括納付」欄に記入誤りが多いため、今年度から該当欄をわかりやすい表示方法に修正しています。

Q 8-9 添付書類は、機構用及び商工会議所用とで2部必要ですか？

A 機構用の1部だけで結構です。

9 申告等に関連する諸届出

諸届出書

(1) 「代理人選任・解任届出書」を過年度において届出し、その内容に変更のない場合は、新たに提出する必要はありません。

変更があった場合は、その都度届出してください。

(2) 本社、工場等の名称、所在地等に変更があった場合は、「名称等変更届出書」を提出してください。

また、事務所を移転したり、閉鎖したことによって、ばい煙発生施設等を廃止した場合にも「名称等変更届出書」を提出してください。

(1) 及び(2)の記載方法については、記載例(37～39ページ)を参考にしてください。

(3) オンライン申告の事業者は、「代理人選任・解任届出書」を兼ねた「電子申告等届出書」の提出が必要となります。

各添付資料

名称等変更届出書の添付資料

名称変更の理由	添付書類
(1) 全面廃止又は工場移転	大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
(2) 合併	①合併契約書(写) ②会社登記簿謄本(写)
(3) 営業譲渡・ 施設の賃貸借	①大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②営業譲渡契約書(写)、賃貸借契約書(写)等 ③会社登記簿謄本(写)
(4) 会社分割	①大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②分割契約書類(写)等 ③会社登記簿謄本(写)

その他、上表に記載した添付書類以外に事実関係を確認できる関係書類の提出を依頼する場合があります。

Q 9-1 代理人等を変更する場合、届出書は2部提出しなければなりませんか？

A 1部で結構です。

Q 9-2 代理人とは、公害防止管理者をいうのですか？

A 特別な定めはありません。ただし、できるだけ工場長等の責任ある立場の人を選任してください。

Q 9-3 施設が老朽化したため施設を廃止し、他の場所に新たな施設を設置した場合や、事業所閉鎖に伴い施設を廃止した場合は、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

A 施設廃止に関する具体的なケースについての手続きは、機構に問い合わせてください。

Q 9-4 会社を解散、清算終了して、所有していたばい煙発生施設のすべてを廃止しましたが、どのような手続をすればよいのですか？

A 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、ばい煙発生施設をすべて廃止したことを明らかにする書類として大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書の(写)及び会社登記簿(清算終了登記)の謄本(写)を添え、機構に提出してください。

Q 9-5 会社が合併した場合には、どのような手続をすればよいのですか？

A 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、合併したことを明らかにする書類として合併契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

10 申告後に誤りを訂正する場合

申告書を提出した後に、賦課金額に誤りがあることに気づいたときは、事前に機構へ連絡の上、機構の指示に従って処理してください。

所在地の記入ミス等の単純な誤りについては、電話、ハガキその他の適宜の方法で訂正を申し出てください。

11 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金に関する書類は暦年で5年間保存してください。

なお、当該書類は、電磁的方法でも保存することができます。

注※ 大防法の書類保存期間（3年間）とは、異なるので注意してください。

Q 9- 6 ばい煙発生施設を譲渡又は賃貸した場合には、どのような手続きをすればよいでしょうか？

A 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、ばい煙発生施設を譲渡・賃貸したことを明らかにする書類として大防法の承継届出書(写)、譲渡等の契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

Q 9- 7 会社分割を行った場合には、どのような手続きをすればよいのですか？

A 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、大防法に基づくばい煙発生施設の承継届出書(写)、分割契約書類(写)等及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

Q 11- 1 電磁的方法による保存とは、どういうことをいうのですか？

A 電磁的方法とは、電子や磁気等人の知覚によって認識することができない方法で記録、保存することをいい、保存媒体としては、磁気テープ、フロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスク等があります。

なお、詳細については、次に掲げる規程等に規定されていますので参照してください。

- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第19条の2(平成10年4月24日一部改正)
- ・ 環境庁・通商産業省告示第2号(平成10年4月24日)(平成9年環境庁・通商産業省告示第1号〔電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準〕の一部改正)

Q 12- 1 Nm^3/h から m^3/h に変更した理由は、何ですか？

A 計量単位の国際単位(SI)系への移行に伴い変更したものです。
 なお、この変更はあくまで表示上の問題であり、これに伴う換算は不要です。

代理人選任・解任届出書の記載例

ばい煙発生施設設置者
特定施設等設置者

代理人選任・解任届出書

申告書にプレプリントしてある
賦課金番号を記入してください

賦課金番号	0	3	3	0	9	0	1	2
ばい煙発生施設 又は特定施設等を有 する工場・事業場	(名称) 仙台工場					(所在地) 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3 電話 022-562-8181		
選任	氏名	大森 一夫					新代理人の役職等 工場長	
代理人	住所	宮城県仙台市宮城野区港1-2-3			選任した日	平成20年 4月 1日		
解任代理人氏名※	旧代理人 鎌田 浩二				解任した日※	平成20年 3月31日		
代理人が行う べき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項							

平成 20年 4月 1日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、
上記のとおり届け出ます。

間違いの多い例として、支店長や代理人
本人が届出者になっているケースがあり
ます。必ず代表者にしてください。

届出者

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

神奈川県川崎市幸区大宮町1310
青空工業株式会社
代表取締役社長 青空 一郎

印

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

代表者の印

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を
選任していない場合は、記入する必要はありません。

ばい煙発生施設設置者
 特定施設等設置者 代理人選任・解任届出書

賦課金番号					
ばい煙発生施設 又は特定施設等を有 する工場・事業場		(名称)		(所在地)	
				電話	
選任 代理人	氏名			施設等設置者との関係	
	住所			選任した日	平成 年 月 日
解任代理人氏名※				解任した日※	平成 年 月 日
代理人が行う べき事項の範囲		公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項			

平成 年 月 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、
 上記のとおり届け出ます。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあってはその代表者の氏名

印

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を
 選任していない場合は、記入する必要はありません。

名称等変更届出書記載例
名称等変更届出書

平成 20 年 4 月 21 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

代表者又は代理人の印を押してください。

申告書にプレプリントしてある賦課金番号を記入してください。

納付義務者又は届出者を記入してください。

届出者
氏名又は名称
住所
代表者又は兼任代理人

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者又は専任代理人
関東青空株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
代表取締役 山田 勝重

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号	1	2	3	4	5	6	7	8	変更年月日	平成 20 年 4 月 10 日	
変更理由 (該当するところを付けて下さい。)	<input checked="" type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()										
項 目	変 更 前					変 更 後					
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ	カントウコウギョウカブシキカイシャ					カントウアオゾラカブシキカイシャ				
	名 称 (法人名等)	関東工業株式会社					関東青空株式会社				
	住 所 (本店等所在地)	〒 106-0032 東京都港区六本木4-1-4					〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310				
※1 代表者氏名											
② 申告対象工場・事業場	フリガナ	アサカコウジョウ									
	名 称 (申告対象工場等名称)	朝霞工場					(廃止)				
フリガナ	サイタマケンアサカシホンチョウ										
住 所 (申告対象工場等所在地)	〒 106-0032 埼玉県朝霞市本町150-254										
③ 送付先 (申告書等)	※2 フリガナ						カントウアオゾラカブシキカイシャ ソウムソウムカ				
	名 称 (法人名部課等)						関東青空株式会社 総務部総務課				
	フリガナ						カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ				
住 所						〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310					
連絡担当者氏名	森口 学	所属部課	環境安全課			電話番号	044-520-9549				

変更箇所だけ記入してください。

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は、無効となります。

担当者の連絡先等を必ず記入してください。

名称等変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者又は選任代理人

氏名又は名称

住所

代表者又は選任代理人

印

次のとおり変更があつたので、届け出ます。

課金番号								変更年月日	平成	年	月	日	
変更理由 (該当するところに☑を付けて下さい。)	<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住所表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他()												
項目	変更前						変更後						
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ 名称 (法人名等)												
	フリガナ 住所 (本店等所在地)	〒						〒					
	※1 代表者氏名												
	フリガナ 名称 (申告対象工場等名称)												
② 申告対象工場・事業場	フリガナ 住所 (申告対象工場等所在地)	〒						〒					
	フリガナ 名称 (法人名部課等)												
③ 送付先 (※2)	フリガナ 住所	〒						〒					
	連絡担当者氏名					所属部課					電話番号		

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があつた場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は、無効となります。